

保護者各位

令和2年5月18日  
大野城市子育て支援課

## 緊急事態宣言解除後の保育施設における対応について

新型コロナウイルス感染防止のため、登園自粛要請にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。緊急事態宣言は解除されましたが、仕事を休んで家にいるなど家庭保育が可能な世帯は、感染防止のため、引き続き、家庭での保育・見守りを行い、園児の登園を控えていただきますようお願いいたします。

なお、保育料などの日割についても、既にお知らせした期間（5月31日迄）に変更はありません。

- 期間

令和2年5月31日（日曜日）まで

- 対象

認可保育所

認定こども園（保育所部分）

小規模保育事業所

大野城市 子育て支援課 保育所・幼稚園担当 092-580-1864